

令和3年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和3年12月13日（月）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教育長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	大西	洋二
総務課長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者	濱田	勉	水産振興室長	橋本	博志
財政課長補佐	長田	寿幸	都市計画推進室長	石田	傑
税務課長	金井	和昭	総務学校教育課長	吉田	隆
町民課長	井崎	理恵子	社会教育課長	野津	千秋
保健福祉課長	中林	眞	布施支所長	竹本	久
住民福祉担当課長	広江	和彦	五箇支所長	藤野	一
環境課長	原	秀人	都万支所長	砂本	進
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	村上	克樹
農林水産課長補佐	茶山	宏	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根	淳	事務局長補佐	山本	幸子
--------	----	---	--------	----	----

議事の経過

**○議長（池田信博）**

皆さん、おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日 程 第 1、一 般 質 問**

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含め60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものがありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、7番：村上 謙武 議員

**○7番（村上 謙武）**

みなさん、おはようございます。

それでは、通告書にあります「町財政に関する事項」について、これから質問を行い、町長の見解をお伺いしたいと思います。

はじめに、「財政状況の公表と健全で持続可能な財政運営」についてですが、この財政状況の公表に関しては、地方自治法243条の3、及び本町の条例に基づき、6月と12月に町民に対して歳入・歳出の執行状況や基金、地方債、一時借入金の額等、財政に関する内容を公表することが義務づけられております。現在の公表の方法は、庁舎前の掲示板にペーパー資料を一定期間掲示する形で公表しておりますが、今年の6月から、町のホームページでも公表

するようになったところでございます。この、町の財政状況については、役場の職員だけでなく、町民も我が町の「財政状況」をきちんと知っておくことは、とても大切なことではないかと考えるところでございます。

例えば、我が町の「台所事情」を全く知らないで、職員が“まちづくりの施策”を立案したり、町民が福祉政策の充実を求めたとしても、財源の裏付けがなければ結果的に実現しない施策となり、また、町民の福祉向上の要望も叶わないものになってしまうからであります。

本町の財政状況が一段と厳しくなってきました。限られた財源をいかに有効に無駄なく、町民の福祉の増進と、安全で快適なまちづくりのために、効果的に運用していくことができるのか、町長の行政手腕と議会の役割が一層重要となってきたのではないかと考えております。

そこで、町長に二点お伺いします。

町民に対して年2回公表すべき財政状況の資料を町の「広報」に掲載するなど、町の財政状況を一人でも多くの町民の皆様知ってもらう工夫が必要と考えますが、町長の見解をお伺いします。

次に、「総合振興計画」に基づく、これまでの積極的な施策から、健全で持続可能な財政運営を最優先にした自治体経営にシフトしなければならない時代になってきたのではないかと、私は考えておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

ただ今の、村上議員の分割質問一点目、「財政状況の公表と健全で持続可能な財政運営」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「町の財政状況を一人でも多くの町民知ってもらう工夫について」でありますが、議員仰せのとおり町民の皆様知っていただくことは町の施策を進める上で大変重要なことと承知しております。

その上で、条例に基づく6月及び12月の財政状況公表のほか、当初予算及び決算状況については「広報誌」に掲載し、補正予算についても「ホームページ」で概要を公表するなど情報提供しているところでありまして、今後も町民の皆様に分かりやすく、財政状況が共有できるよう努めてまいります。

次に二点目の、「総合振興計画に基づく積極的な施策から、健全で持続可能な財政運営を最優先にした自治体経営にシフトすべき」とのご指摘についてであります。自治体経営は、

「総合振興計画に基づく施策の実現」と、「健全で持続可能な財政運営」、どちらかにシフトすべきものではなく、常に二つの事を意識し、それぞれのバランスを取りながら、進めております。

今後も、国の補助制度などを積極的に活用し、新たな財源を確保するとともに、自ら創意工夫を図り、休止・廃止を含めた事務事業の見直しや、事業間の優先順位の選択を行い、計画的に事業を推進してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### ○7番（村 上 謙 武）

ただ今、ご答弁いただきましたので、これに関連して再質問をいたします。

私は今回、質問で、どういうことを伺っているかという、町の財政状況を6月と12月に町民に対して公表すること、これは「地方自治法」で決まっていますし、町の条例でも制定されております。今は庁舎前の「掲示板」に掲示して公表をしていますが、町民の目に触れる機会が非常に低いのではないかと、私は危惧しております。実際、過去2回ほど、その内容が分からないような形で掲示されております。ということは、町民に本町の財政状況を知らせることが目的でありますから、町民の目に触れなければ、公表の意義も目的も達成していないということで、これは非常にまずい状況だなということでもありまして、海士町は実際に町の「広報」に年2回の財政状況を掲載しております。

本町でも毎月、全戸に配布される「広報 隠岐の島」は町民の皆さんは非常に興味をもって見ておられます。ですから、今回、そういった方法で、町の財政状況についても、それを要約した形で公表すれば、町民の皆さんに広く知ってもらえ、町の財政状況について正しく認識してもらえないかという風な意図で質問しましたが、この件について具体的に町長は、先ほどの答弁ではお答えになっていなかったのではと。

もちろん、毎年の年度当初の予算、決算状況については限られた紙面で分かりやすく、広報に掲載されております。それから、補正予算の件についてもホームページに公表しておりますので、その点については何も問題はないのではないかと思います。ただ、この6月、12月に「財政状況」の公表については、町民に伝わっていないなと感じておりますので、その辺のところでもう少し具体的にお答えをいただきたいと思っております。

### ○番外（町長 池 田 高 世 偉）

住民にきちんと伝わっていないじゃないかと、もっと具体的な情報提供はないかというご質問ではないかと思いますが、本年からホームページにも掲載しております。先ほども申し上げましたが、具体的に今、思いつきでどうするのではなくて、今後更に分かりやすく情報が提

供できるように努めてまいります。

## ○7番（村 上 謙 武）

この公表の仕方、やり方に関しては、ホームページで掲載するようになったので一歩前進かなと感じております。

ただ、高齢の方はホームページに関心を持って開いて、財政の所まで調べて、この件について、なかなかそこまで関心を持って「町の財政状況を知りたい」という方は恐らく少ないのではないかと、私はそういう風に思っております。ですので、今後、そういった意味で積極的に公表して、住民の皆様には本町の財政状況を、予算とか決算だけでなく、こういった色々なデータが記載されている財政状況を是非、広く公表していただきたいと思っております。

二点目の自治体経営に関しては、持続可能な財政運営にシフトするべきではないかということで、町長の答弁は「どちらかにシフトするものではなく、常に二つの事を意識し、それぞれのバランスを取りながら進めております」ということでした。

しかし、平成30年度からこのバランスが少し、「総合振興計画」のもと、積極的な施策にかなり軸足を置いた財政状況を続けてきているのではないかという風に思っております。その根拠として、やはり平成30年度からの4年間、かなり町の町債の発行残高が急激に増えておりますし基金も減少しております。もちろん、町長のおっしゃるようにバランスを取りながら町の財政運営をおこなっていること、これは本当に必要なことですが、今まで言ったように財政状況の結果から見ると、あまりにも積極的な施策に力を入れてきたのではないかと思っております。

近年、このコロナウイルス感染症の影響で多くの自治体で財政状況が悪化しているという状況があります。テレビ等で知る機会があるのですが、京都市、そして東京の日野市、静岡の裾野市等では首長が「財政の非常事態宣言」なるものを発表して、広く市民に、「今までの福祉・公共サービス縮減します。将来、市民の皆様には負担をお願いします」というような。

「財政健全化計画」も既に公表している自治体もあります。本町も「財政の非常事態宣言」を公表するような事態を招かないためにも、もう少し健全な財政運営の方に重きを置いて、今後の事業計画を再検討すべきではないかと思っております。

ただ今、私が申し上げました、本町の財政運営に関する意見について、町長のお考えをお聞かせください。

## ○番外（町長 池 田 高 世 偉）

さらに、財政運営についての考え方をということでございますが、平成30年度からの財政

状況という点につきましては、大型事業を実施しなければならなかった、そして、またこれは町にとって必要な事業だったという風に考えて行ったものであって、財政状況は当然、それに当てる起債等も含めて、十分な検討の上でやってきておりますし、「中期財政計画」の中でもバランスをとって検討した。ただ、結果的にどうしても大型事業をやらざるを得なかったという点が、あったと思っております。その点をご理解をいただきたい。

そして、「中期財政計画」の中で、この後も村上議員から「中期財政計画」の件でご質問されますが、先にお答えをしてどうかと思うのですが、「総合振興計画」を、積極的な部分ばかりを捉えて話されても、大変心外だと思っております。「中期財政計画」の中で、我々が考えているのは「総合振興計画」に基づく「実施計画事業」の財源計画ということだけでなく、将来に亘って、国の地方財政対策等を考えながら、どのような健全な事業、町政をやっていくかという点は常に、職員と一丸となって考えて計画をつくっております。それは当然、より正確なものを求められるものですが、なかなか時期的なものもあって難しい面もありますが、おっしゃっているように将来的に財政が破綻、緊急事態がでるようなことのないような財政運営はしっかりと、今後もやっていきたいと思っておりますし、そこが年度、年度で変わるところもありますがバランスをとった町政運営をやりたい。そのように「中期財政計画」の中で考えていることをご理解いただきたいと思えます。

## 〇7番（ 村 上 謙 武 ）

先ほど、町長もおっしゃられたとおり、平成 30 年度から大規模な事業を本町は行ってまいりました。それは必要な事業であるということも、我々は認識をしております。それと同時に、福祉に関しても、公共サービスに関してもかなり充実した施策を行ってきたという状況もあります。これを続けると、経常収支の方がかなり窮屈になってくる。実際令和 5 年、6 年度を見てみますと、経常収支比率が 93%超えています。そういったところも、一度、福祉、公共サービスを充実すると、それを縮小するのは非常に住民の皆さんにマイナスイメージとなって、かなり大変ではないかという気がしております。

その辺のところも、将来見直しをしなければいけない事態になるのではないかなという風に危惧しております。本町の財源は非常に限られているということは皆さんご存知です。新たな財源をどのように創り出していくかというのは、言葉では非常に簡単ですが、実際には非常に難しい問題です。であるならば、歳出をいかに削減できるか一生懸命考える時期にもう来ているのではないかということで、健全な財政運営にシフトして町財政を考えていくべきではないかという風に考えて質問をしたところですが、なかなか難しい問題であるという

ことは我々も認識しております。

これから必要な事業、まだまだ沢山ありますので、町民の生命、安全な暮らしを守る、これを最優先にして、最低限それをやって、後は本当に緊急で必要な事業だけを絞っていくとか、そういった方針を早く示していただきたいなと思っておりますので。

そういったところで、我々の持っている危機感と町長の現在、財政に対するそういった思いが、まだちょっと危機感が伝わって来ないなというのを、答弁を聞きながら感じたのですが。その辺のところの将来の財政に対する危機感ということに関して、町長はこれから、町の職員にどのように伝えて、コンセンサスを共有していくのか、その辺について説明をお願いします。

### ○番外（町長 池田 高世偉）

将来の財政に対する危機感についてどう思っているのか、そしてそれをどう職員に伝えていくかという再質問ですが、もちろん我々職員一同、強く、当然ながら危機感を持ちながら仕事をしておりますし、当初予算編成において「予算方針案」にその事は常に、職員全てに分かるように説明会を開いて、どのような財政の中で具体的に町が住民の皆さんのニーズに答えることができるのかということ、また危機的なというようには考えてはおりませんが限られた財源の中で、住民の皆様がどの程度、満足していただけるか、満足度を高めるための事業も含めて一生懸命、危機感の中でやっているということをご理解いただきたいと思っております。

なかなか、この財政という部分で今、確実に将来に亘ってという部分では議員のおっしゃる、やれる事だけやって、健全財政だけをやっていけば町の運営が安泰だと、そこは私の考えが、行き過ぎの考えで、今誇張してお話しをしている部分もあるのですが、やはりバランスというところが一番であって、危機感を持ちながら予算編成をしていく。そして、話が飛びますが職員に一番お願いしているのは、住民ニーズ、そしてそれを行うために、最初の答弁でも申し上げましたが、自らの創意工夫を図ってください、そして今までやった事業を検証せずにいつ迄も続けるのではなく、補助事業においては3年、5年の中で成果の無いものは休止、廃止、あるいは、もう少し充実するものについては見直し、常にこの点を求めて予算編成を行っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

### ○7番（村上 謙 武）

それでは、次の「中期財政計画の内容と運用」についての質問をします。

これも町の財政に関する内容ですが、毎年度、作成されています「中期財政計画」、これは

これまでの財政状況と今後5年間の財政状況の推移が記されていますが、不確定な要素も多分にあるということで、現状の「中期財政計画」からは4年後、5年後の将来の財政状況を正確に予測し得ることは難しい状況にあるという風に理解しております。

しかし、健全な財政運営を実現するためには「中期財政計画」の内容は重要な指針となり得るものでありますので、「中期財政計画」を重視した財政運営を心がける必要性は高いと考えております。町長に二点、お伺いします。

中期財政計画期間内の財政状況の予測推移と実際の財政状況との乖離をなるべく少なくするためには、今後実施予定の主要事業のデータを正確に加味した内容とすべきではないかと考えております。そして、精度の高い「中期財政計画」を作成し、その上で事業の見直しを検討する際の重要な判断資料として、今後、重要視していくべきと考えますが町長の見解をお伺いいたします。

「中期財政計画」は「総合振興計画実施計画」との整合性が必要ではありますが、それ以上に財政規律をより重視した内容であることが望ましいのではないかと私は考えています。さらに、年度当初予算編成に当たっては、この「中期財政計画」に則したもとなるよう努めるべきと考えますが町長の見解をお伺いします。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上議員の分割質問二点目、「中期財政計画の内容と運用」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「中期財政計画を事業見直しの判断材料として重要視すべき」とのご指摘についてであります。「中期財政計画」は本町が将来にわたり持続可能で安定的な財政運営を行っていくための指針として、議員仰せのとおり重要な計画であると考えております。

依存財源に頼る部分が大きい本町にとりましては、国が策定する地方財政計画や国・県の補助制度等の変更が今後の財政運営に大きく影響してまいります。関係機関からの的確な情報収集に努めるとともに、今後の事業計画につきましては関係各課と連携を密にして、より精度の高い「中期財政計画」を作成してまいりたいと考えております。

次に二点目の、「財政規律を重視した中期財政計画と中期財政計画に即した予算編成」についてであります。分割質問一点目でもお答えいたしましたとおり、「総合振興計画に基づく施策の実現」と、「健全で持続可能な財政運営」は、どちらを重視すべきかではなく常に二つの事を意識し、それぞれのバランスを取りながら、財政運営を行わなければならないと考えております。当初予算編成にあたっては「総合振興計画」を意識しながらも、事務事業の見

直しや、事業間の優先順位の選択を行い、特に重要と考えられる事業は必要な財源確保をする一方で、その他の事業については、これまでも増して、徹底したコスト意識を持って予算要求するよう各課に指示しているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## ○7番（村 上 謙 武）

この件について再質問をいたします。

町長のご答弁の内容については、私も十分理解をすることができました。事務事業の見直し、これは避けては通れない問題ではないかと思っております。昨年度の隠岐の島町の「中期財政計画」がここにあります、その中で一番の課題が「構造的な収支不足への対応」これをどうするかということで、最後にこういった内容が記されているのですが、「今後数年間は大幅な収支不足に陥ることが想定されます。既存事業の大胆な見直しを行なうことを基本とし、自主財源の確保に努めます。将来に亘り健全な財政運営を確立するため、財政構造の改革と財政体質の改善に努め、構造的な財源不足を解消していきます」と記されております。これを具体的に今後、どういう風にやっていくかという、取り組んでいくかという、そこが書いてあるのですが、我々にはまだやっぱり見えてこないという風に感じております。

本町では現在、「行財政改革大綱」なるものはありません。それから将来に向けての「財政の健全化」に対するそういった内容の計画も具体的には作られておりません。我々は将来の財政状況を予想するとなると、この「中期財政計画」がありますので、この内容をしっかり充実したものにして将来の財政の見通しを、我々だけでなく、町民の皆さんにもきちんと理解してもらうというようなかたちで進めているのではないかなという風に思っておりますので、この「中期財政計画」の4年後、5年後の財政規模が、4年後、5年後になるとかなり乖離してしまったのでは、何のための「中期財政計画」かと。

実際、5年前、4年前の「中期財政計画総括表」を見てみますと、本年度、去年、かなりの財政規模が違っています。そういうところも現実のこととしてありますので、信ぴょう性の高い「中期財政計画」をつくっていくということは、非常に将来の財政運営に関して重要な作業になっていくということは理解できると思います。

先ほど言ったように、既存事業の大胆な見直しを行なうことを基本として、今年度、既存事業の大胆な見直しが行われたかどうか。これもまだはっきりとは、我々は認識していないということで、その辺のところもありますので、将来の財政状況を見据えた「財政健全化計画」なるものを作っていくべきではないかと、これを具現化するためにそういった計画も作

るべきではないかと思っておりますので、町長、その件についてご答弁をお願いします。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

「財政健全化計画」を作るのか、どうかというご質問になろうかと思いますが、正に議員がおっしゃられている「中期財政計画」がその計画であって、また、議員がご指摘された、そして我々が一番気づかいして作成している精度の高い「中期財政計画」、これが一番だと思っています。

もう一点、事業について大胆な見直しというご質問というか、ご意見だろうかと思いますが、その点について今年度もですが、来年度も思いがけない災害が考えられますので、災害にシフトしながらも町民の皆様が望んでおられる事業が一年、一年遅れてくる。これも一つの見直しではないですが、そういった部分が発生しております。大変辛いところではあります。が、「中期財政計画」も少しずつ変わっているという点もご理解いただきたいと思っております。

#### ○7番（村上 謙 武）

繰り返しになりますけど、現在の本町の「中期財政計画」を見てみますと、既存事業の大胆な見直しを行なうような具体的な計画とか、財政構造の改革と財政体質の改善を進める、こういった具体的な内容までは記されていない。その辺が不足している「中期財政計画」。

もう一点、「中期財政計画」が一般会計のみの計画になっておりますので、これに特別会計の状況がまったく反映されていないということで、地方自治体の会計も財務書類4表で複式簿記の企業会計も行なっております。本町も平成29年度から作成しホームページで公表しておりますが、こういったことに関しては一切財政課の方からは、資料の具体的な説明は受けておりませんが、あれを見てみますと、やはり一般会計、特別会計、企業会計も併せて、そういったものを全部併せた形での「中期財政計画」が必要ではないかと。

そうすると、やはり財政健全化に向けた計画をきちんと作るべきではないかと思っております。一般会計だけ見ている、本町の財政状況については十分把握できないというところがありますので、ただ今申し上げました、この「中期財政計画」の中に特別会計を含めた形で作成されれば、そういった将来の財政状況について町の方針が見えてくるのではと感じております。この点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

#### ○番外（副町長 大庭 孝久）

これについては、当然、特別会計の繰出し金等も含まれたものでございますので、町全体の財政状況ということでは十分把握できるものと、但し、個々の特別会計の状況については公表してはおりませんので、当初予算であったり、決算状況を報告することしかやっております。

ませんので、個々の特別会計についてもどういう状況なのかということは示すべきではないかと思っております。但し、先ほども申しましたとおり、繰出し金等については全て入っておりますので、町の財政状況を掴むにはこれで十分かなという風には思っております。

#### ○7番（村上謙武）

この特別会計に関しても、ただ今言われたように一般会計から繰出し金、9億円近い繰出し金があります。それから上下水道で87億円近い町債の発行残高、企業債の発行残高があるという現実がありますので、それも含めて今後、地方債の元利の償還をしていくわけですから、あれを見てても一般会計の元利返済しか見えてこないところもありますので、それだと町の全体の財政状況が把握しきれていないのではと、町民もその資料での認識しか得られないということですので、そういったところで、実際の町の財政状況が分かるような資料、それが「中期財政計画」であるならば、もう少しそういったところも含めた形での作成が必要になってくるのではないかという風に思っております。

最後に質問いたしますが、令和5年度、6年度の「中期財政計画」の、この昨年度の計画では状況が記されているのですが、その中でもかなり厳しい状況が現れている。というのは、財政指数がここ2年、3年よりはかなり悪くなったという風に表現できるかも知れないですが、この大規模事業を行うために地方債を発行してきたわけですが、その地方債の償還が始まるということで、公債費が一般会計だけで27億円を超えるような状況になってきた。特別会計を併せると30億円を超えるのではないかと、当然、経常収支比率がこれによって数値がポイントと上がるというのが見てとれるのですが。

これでいったい何年、本町の財政運営ができるのか、そういったところの見通しを、非常に難しいかも知れませんが、町長はどのように今、考えておられるのか、その辺のところも踏まえて答弁をお願いいたします。

#### ○番外（町長 池田高世偉）

将来に亘っての財政大丈夫かという点でございますが、先ほど来、話しておりますように必要な事業として大規模事業を行った、その点で5年、6年についての指数が多少という点がありますが、それは十分な枠内であって、将来に対して今後も厳しい目で職員一丸となってこの「中期財政計画」を策定し、運営する中で運営していきますので、現時点では将来についても私は大丈夫だと思っております。

#### ○7番（村上謙武）

終わります。

## ○議長（池田信博）

以上で、村上謙武 議員の一般質問を終わります。

次に、4番：齋藤 則子 議員

## ○4番（齋藤 則子）

一般質問の通告に則って質問に入りたいと思います。

「島後の自然をより良く生かすために長期的視野に立った総合的整備計画を」という題目で二つ質問をいたします。

まず「<sup>おいけ</sup>男池」を健康・観光のスポットとすべく愛宕山・金峯山・塩浜・立木のヨットハーバーを一つの区域とした総合的な整備計画の必要性についてです。

島後には整備を<sup>ま</sup>俟つ観光にも健康にも資するスポットがいくつもあります。その一つにA先生ご夫妻と述べ180人のボランティアが整備した津井の池の「<sup>おいけ</sup>男池」の散策道があります。A先生はこの散策道の整備のため「児童の自然意識」に関する研究論文などを参考にされたようです。

例えば、原田信之・ミヒャエル・ゲーバウアー共著による「児童の自然意識に関する日独比較調査研究の報告」です。その論文に「子供の成長過程で育まれるべき自然観は、自然との新たな出会いや体験を積み重ねることによって形成されていくもので、自然環境に関する知識学習よりもむしろ情動や感情を伴う自然との体験的な交流が大切なのです」とあります。しかし、その自然と親しむことがこの自然豊かな島後でも難しくなっています。

幸いにも昨年1月に本町とアウトドア用品の株式会社モンベルが「包括連携協定」を締結しました、そのモンベル社が立木のヨットハーバーから津井の池の海岸までのカヤックのコースを提案しているとのこと。津井の池の「<sup>おいけ</sup>男池」に加え愛宕山・金峯山・塩浜・立木のヨットハーバーを一つの区域として整備すれば、地域の活性化にも、教育活動・環境保全活動にもつながり、「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」の活動と重なります。犬来から津井の池までの道路設計は終了しているとのこと。

町民が<sup>まち</sup>町の活動に先んじて「<sup>おいけ</sup>男池」の周りの散策道を整備したわけですから、町としても「<sup>おいけ</sup>男池」をかわきりに健康増進、観光振興のスポットとすべく、愛宕山・金峯山・塩浜・立木のヨットハーバーを一つの区域として総合的な整備計画を立てひとつずつ整備していく必要があるのではないのでしょうか。町長の所信をお聞きしたい。

## ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、齋藤議員の分割質問一点目「『<sup>おいけ</sup>男池』を健康・観光スポットとすべく愛宕山・

金峯山・塩浜・立木ヨットハーバーを一つの区域とした総合的な整備計画の必要性について」のご質問にお答えします。

議員仰せの、民間ボランティアによって整備された津井の池の散策道は、私も完成セレモニーに参加させていただき、現地も歩かせていただきました。この整備に費やされた時間と行動力、またその思いには、心より敬意を表するものでございます。

私も、本町の財産であるこの自然環境が、子どもたちの成長過程において与える影響は多大なものがあると認識しております。そして、それこそが町民憲章にある「はぐく隠岐びとの心」を育んでいくことに繋がるものと思っております。

議員仰せのとおり、昨年度から本年度にかけて株式会社モンベルと実施いたしました、本町でのアウトドアツーリズムの調査報告にも、津井の池につきましては、あの希少価値の高いロケーションを活かし、トレッキングとカヤックを組み合わせた立木パドリングフィールドの提案をいただいております。立木ヨットハーバーを起点として、アルカリ流紋岩の地質を見ながら津井の池まで漕ぎ進む、新たな切り口のコンテンツでございます。また、これらは金峯山のトレッキング、立木キャンプ場、塩浜海水浴場と絡めた総合的なアウトドアフィールドとして展開を考えていくものでございます。当面は、既存施設の有効活用を図りながら、できる事から進めてまいります。

今後につきましては、国立公園の第2種特別地域に指定されている「エリア」でもありますので、関係機関とも調整をしながら、陸からも海からもアプローチができて「津井の池」の魅力を楽しんでいただけるような整備計画を策定していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○4番（ 齋 藤 則 子 ）

希望の持てる答弁に安堵いたしました。A先生はじめ、ボランティアの皆さんのご苦勞に報いるためにも、まず道路整備をと考えます。災害復旧の工事で大変だとは思いますが、是非、優先順位を変更してでも道路整備をすべきと考えます。

続いて、二つ目の質問です。

「昔道とトレッキング道の融合整備」についてです。

私が勝手に「おのの たかむら小野 篁 ロード」と名付けている昔道があります。自動車社会になってからこの道を往来することはなくなり、今では林道に分断され、大雨に流された箇所もありこの「昔道」を完全に特定することは難しいですが、この「昔道」復興に賛同してくれた70代の男性二人が、昨年から一年間山を歩きながら「いんしゅうしちょうがつき隠州視聴合記」、山の地図やその等高線を読

み、大体その道を特定できています。この「昔道」は名前からも分かる通り、那久の光山寺預かりであった小野 篁<sup>おのの たかむら</sup>が歩いたであろう道で、那久から横尾山を超えて五箇の那久路や都万路、また都万目に通じる道です。横尾山頂上付近ではこの他、油井や長尾田、苗代田方面の「昔道」が交差しています。島後東側の大満寺山のトレッキング道路はやはり町民主導で整備されています。

島後は、島前にはない深い森に覆われています、森の中が整備され縦横に歩くことができれば、子どもたちの自然観の醸成に、町民の健康増進に、そして観光振興にも大きな一躍を担うことができます。健康志向が高まっている今、そしてアウトドア用品のモンベル社との「包括連携協定」をした今、隠岐ユネスコ世界ジオパークのモットーである、「生態系」「人の営み」が融合した昔道・トレッキング道を長いスパンで年次的に少しずつ整備し、里山も維持していけるように努力すべきと考えます。

長い目で見た昔道・トレッキング道等、島後の夢のある「総合整備計画」について、町長の所信をお聞きしたい。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、齋藤議員の分割質問二点目、「昔道とトレッキング道を融合した総合整備計画」についてのご質問にお答えします。

私も、現在の林道を活用して那久の光山寺から都万目を通って願満寺へ向かう「都万目の茶屋、阿古那悲恋<sup>あこなひれん</sup>コース」のルートは以前よりイメージしておりましたが、議員仰せの「隠州視聴合記<sup>いんしゅうしちょうがっき</sup>」に基づく「昔道」の復興活用の発想までは持ち合わせておりませんでした。

本町には大満寺山を中心とした、鷲ヶ峰・トカゲ岩ルートや有木ルートといったトレッキングコース、また海苔田ノ鼻や浄土ヶ浦などの遊歩道といった既存のコースがありますが、安全管理対策を含め、まだ不十分な点がございします。当面は、現在あるコースの熟度を上げることを優先に対応してまいりたいと考えております。議員仰せの新たな可能性につきましては、今後の調査の際には、検討してまいりたいとは思いますが、現時点では、この地域を対象とした総合的な整備計画をという考えはございません。

しかしながら、株式会社モンベルとの協定にも「自然体験の促進による環境保全意識の醸成」「子どもたちの生き抜いていく力の育成」「自然体験の促進による健康増進」などが盛り込まれております。本町の強みを活かすという観点からもアウトドアコンテンツは重要であり、同時にジオパークという概念も生きてくると考えております。

新型コロナウイルスの影響は、旅行の価値観を大きく変えるきっかけにもなっており、こ

れからは、自然豊かな地方への旅やアウトドアツーリズムへの関心度がますます高まっていくことが期待されます。こうしたニーズに対応できるよう「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」において、安心して町民の皆様も楽しむことができ、かつ旅行者を受け入れることができる体制づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○4番（ 齋 藤 則 子 ）

町長のご答弁は大変良く理解できました。今後もそういう方針を進めていっていただきたいと思います。

私の質問に対するご答弁で、現時点で「小野 篁<sup>おのの たかむら</sup> ロード」私が付けている名前ですが、西側方面のトレッキングコースの整備計画の考えは無いとのご答弁でしたが、今後の計画の見直しの時に、隠岐の未来のために、ここに居るみんながいなくなった時に、島後の森や里山が復活していればと、夢のある計画にすべきだと考えております。それはあまり異論のないところではと思いますので、ご答弁は結構です。

一つ推奨したいテレビ番組がございまして、これが“緑”がキーワードなのですが、12月9日にテレビ東京の「カンブリア宮殿」で“少子化時代に勝つ、千葉流山の人集め戦術”というのがございまして、流山市長が村上 龍と対談しております。これはインターネットで見られますので、是非、皆様これを、ちょっと目を通していただければと思います。これで、私の質問を終わります。

#### ○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、齋藤則子 議員の一般質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時33分 ）

#### ○議長（ 池 田 信 博 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時50分 ）

一般質問を続行します。

次に、13番：石田 茂春 議員

#### ○13番（ 石 田 茂 春 ）

質問をする前に一言申し上げます。

私は職員を責める考えはありません。それよりも、もっと意識向上をしていただき、今ま

で以上、住民サービスをし、そして知恵を出し、汗をかき、素晴らしい隠岐の島町を創っていただくよう期待するものです。そのために、町長に質問をするものです、誤解のないように、まずもって申しておきます。

近年は、“地方の時代”とか“魅力あるまちづくり”など言われています。

魅力あるまちづくりとか、地域づくりとは独自に課題を設定し、それに見合った政策を展開していることと思います。

職員一人ひとりが意識を持って、分かっていることと思いますが、最小の経費で最大の効果のあがることを常に考えて、行政に徹しておられます。また過去には「提案制度」を設けていたように私は記憶しております。そして、各課の会議等で意見を述べていることと思います。職員は住民サービス向上のため、また事務など外部委託を行い、多くの実績を上げております。

これからも満足することなく、さらに町民サービスを向上し、効率的に検討を進めるべきです。職員は行政とは法律、規則、通達に従い能率よく執行するものであると、私なりに認識しております。こうした認識では、視野も視界も感性も広がらず、言葉と知識が豊富になるだけだと思われま。これが一般的な「公務員像」ではないかと考えます。一概に言えませんが、人は自ら育てるものであって、他人に育てられるものでないと思います。

そのために、自らの能力を開発しようとする職員に対して、何らかの援助をすべきであります。民間ベースの「研修」、または「セミナー」の受講を奨励する。年休を取っての参加ではなく公務としての扱い、なかには職務権限の時もあるかも分かりません。これからは一般的な「公務員像」でなく、社会人として「人間像」になっていただくよう期待をしています。

この部分をもっとも重要なところです。新しいことに取り組んで失敗しても責めない、またいろいろなことがあろうかと思いますが、絶対にくじけない、このような職場環境をつくってあげるのが、町長、そして副町長の仕事の一部にあると思います。

職員の皆さんより、少し人生を長く生きている私の考えです。こうした職員の能力を開発するための施策について、町長の考えを伺いたい。そして、重みのある答弁をいただければ、再質問はいたしません。

## ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石田議員の「職員の能力を開発するための施策」についてのご質問にお答えします。

まず、職員の能力開発についてであります。本町の「職員人材育成基本方針」に基づきまして、実務を通し職員間で学んでいく職場研修や、職務・職階に応じ年間を通して計画的に行う一般研修、職員自らが進んで受講する自己啓発型の研修等により、個々の職員のスキルアップに取り組んでいるところでございます。

この度、議員より、自らの能力を開発しようとする職員に対して、何らかの援助をすべきとのご提言をいただいたところであります。既に「隠岐の島町職員特別研修制度」を設け、職員が自発的に学習するための研修や視察等に対して支援を行っているところであります。この支援につきましては、現在、職員一人当たり県内3万円、県外5万円を限度に助成をしております。

私も、議員仰せのように、広い視野と創造性豊かな発想を持つ職員を育成していくためには、公務員としての職務能力や倫理観を得るための研修だけにとどまらず、企業等が主催する研修などにも積極的に参加していくことも大変有意義なことだと思っております。

また、私が、常日頃より申し上げておりますように、それぞれの職員が、それぞれの地域で生活する中で、地域活動への参加などを通じて、地域の課題を発見し、それを今後の“まちづくり”に活かしていくことも、結果的に職員の能力開発に繋がってくるものと考えているところでございます。

今後、職員一人ひとりが本町の発展のために持てる能力を十分に発揮できる役場となるよう、職員の育成に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### ○13番（石田茂春）

終わります。

### ○議長（池田信博）

以上で、石田茂春 議員の一般質問を終わります。

最後に、12番：前田 芳樹 議員

### ○12番（前田芳樹）

それでは、質問をさせていただきます。

「介護職の人材確保と処遇改善、指定管理介護施設の少額修繕費の扱い方」について、お伺いいたします。

島の現在と未来のために、介護職の人材確保と処遇改善に更なる取り組みが必要ではないかという点についてでございます。

本町内の介護施設では、どこも介護職の人員が不足して遣り繰りに苦心<sup>くしんさんたん</sup>惨憺たる状況だと

聞いております。施設側から、自らの施設は介護職員が不足して困っているなどとは言えないはずでございまして、実態はどこの施設も介護職員不足に喘いでいるようでございます。

高齢者介護サービスは1日たりとも休むことはできません。家族の都合で「在宅介護」を受けられる方は恵まれておりますが、そうでない方は「施設入所」に頼るしか選択肢はないのであります。1年前までは土曜日・日曜日も「訪問介護サービス」を受けられておりましたが、現在では日曜日はもうできなくなっているのをごさいます。介護施設への入所希望者がたくさん順番待ちをしておられまして、「短期入所」を繰り返しながら順番待ちを凌いでいる人も多いと聞きます。入所してからも、介護職の人員不足から入所者一人ひとりへの話しかけや時間を掛けたリハビリは不足ぎみになっているようであります。話しかける者もなく車椅子に乗って黙って並んで座っているお婆さんたちの姿を見ますと、何とも言えない思いにかられます。さぞや一日一日をやり過ごすことは大変だろうなと思ってしまうのをごさいます。車椅子に乗っている時間が多くなるほどに、手足の関節の拘縮が進むわけですが、介護職の人員不足からゆっくりと時間を掛けたリハビリができないのが現実であろうかと思ひます。そのために入所者の命を縮めることにも成りかねません。介護職員の人員不足の解消が急務の実態となっているようでございます。

島内の全産業が労働力不足になっている中でも、介護職の人員不足は顕著ではないかと思われまます。施設間で介護職員の引き抜き合戦等にならなければよいが、と危惧されるころであります。

なぜ、介護職の人員総数が増加しないのかと考えてみるに、そこには他業種に比べて処遇改善が遅れて処遇が低水準にあること、業務内容が大変であるからではないかと推測されまます。介護の大変さは理屈ではなく、介護をした者でなければ解らないほど大変だとよく聞いていましたが、全くそのとおりで思ひます。「施設介護」を担う職員の業務中の様子や「在宅介護」の訪問ヘルパーの作業内容を見てもみますと、ほんとうに頭が下がる状況であります。厭な表情をしたことは一度も無く、心底から優しい人格の人でないと務まらない内容だと思ひます。このような人材の育成に、絶え間なく社会全体として取り組まなければならないと思ひます。

人は必ず年を取ります、誰もが介護を受ける側に立つようになります。子ども子育てには国は手厚い助成をしています、その対極水準にあるほどに「介護支援制度」への助成もあるべきだと思ひます。「ゆりかごから終焉まで」、社会全体で同等に保障をするべきことは言うまでもありません。

政府は経済対策として、他産業に比べ処遇改善が遅れている介護職の非常勤も含めた 138 万人全員の賃金を月額 3%程度になろうかという約 9,000 円を引き上げて、2021 年度補正予算を策定し、新規国債を発行してでも来年 2 月から「交付金」で賃上げをしようと言っております。公的な仕組みで決まっています、介護職などの賃上げを先行するとも言っています。

ようやく国が一段と腰を上げて介護職の処遇改善に取り組んでいますことは、長年の課題が緩和され、そしてこれが介護をする者と介護を受ける者の双方にとって、処遇が改善されるはずだと期待されるものです。

本町においては、国の制度措置の上に、独自に「就労支援助成金事業」や「処遇改善補助金事業」を創設して人材確保に努めてきました。ただ、その効果実績は伸びていないと推測をされるのです。「処遇改善補助金事業」は、1 施設の中の介護職員のみ一人当り年額 5 万円の補助金を交付しているだけであり、貧弱のそしりは免れず介護職人員の増加には効果は出ていないと、私は思うところであります。介護施設の中で働く介護職員以外の職員には、補助金は給付していないそうでありまして、介護職資格者だけで介護制度は運用できません、いずれ他の職員も補助金対象に加えるべきではないでしょうか。

また、複数の施設側の声としては、「介護職だけで年間 5 万円補助金を受給はしているが、せめて年額 10 万円ぐらいにはして貰わないと人員は増えない、もう少し増額していただけないものか。」とのことでございました。

介護制度の充実には国の施策改善を待つしかないのですが、地域の現状を踏まえつつ本町の介護の未来を考えるならば財政的には厳しい側面もありますが、国の施策に上積みする独自施策の部分の一層の充実が必要となろうかと思えます。

誰もが“ゆとりある介護”を受けられるようにしていくことが重要であり、5 万円を 10 万円に上げるとか、介護職の人員確保のために他の町村には無い、この独自施策を拡充させていくべきではないでしょうか。

次に、二項目です。

「指定管理介護施設の 20 万円未満の少額修繕費の扱い方」についてです。

現状、指定管理介護施設の 20 万円未満の少額修繕費は施設運営者側の負担となっております、数回重なったときには施設運営者側の経営を圧迫していると聞くのでございます。20 万円以上は町負担で対応しており問題はないのですが、20 万円近くの修繕が年間で複数回発生したときには施設運営者側の負担が大きくなっているようでございます。施設運営を圧迫すれば、職員処遇と介護サービスの低下を招き、入所者に不利益を与えることに繋がりがかね

ないので改善を検討するべきではないでしょうか。余裕の持てる経営をさせなければ、ゆとりある介護サービスの未来は描けません。

元来、施設の維持費は所有者が負担するべき部分であるはずで、故意に施設を損傷させたとき以外は所有者が負担するべきであろうと私は思います。

1万円から2万円の軽微な施設修繕費は運営者側の負担でよいとしても、契約条項の中の20万円区切り点を5万円程度に改めるように軽減してやることを検討するべきではないでしょうか。

以上、町長のご見解を伺います。

### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の「介護職の人材確保と処遇改善、指定管理介護施設の少額修繕費の扱い方」についてのご質問にお答えいたします。

まず一点目の、「島の現在と未来のための、介護職の人材確保と処遇改善へのさらなる取り組み」についてであります。議員ご指摘のとおり、介護職の人材確保と処遇改善につきましては、介護事業所において安定したサービス提供を行う上で、大変重要な課題であると認識しております。

この度、政府は令和3年11月19日、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定いたしました。

その内容には、公的部門における分配機能の強化策として、介護など現場で働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直すこと、介護など福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を3%程度、月額9,000円、引き上げるための措置を来年2月から前倒しで実施することが明記されたところでございます。

ご承知のとおり本町では、独自の施策としまして、新規就労者を確保するための「福祉施設職員就労支援助成金事業」や、長期的に人材の定着化を図るための「福祉・介護職員処遇改善補助金事業」を創設し、人材確保に努めているところでございます。

本年度、福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業所は、対象事業所の約8割にあたる14事業所に増加し、対象職員数は常勤換算で370人に増加しておりますが、専門職の人材不足を解消するには引き続き、取り組みが必要と考えておりますことから、この度の、政府の処遇改善対策の拡充については大変心強く感じているところでございます。

本町といたしましては、町独自の施策などについて、積極的に情報発信することにより、

周知を図り、新規卒業者、U・Iターン者の確保につなげるとともに、さらに処遇改善に取り組む事業所が増加するよう、さらなる取り組みを進めてまいりたいと思います。

議員仰せの、町独自の処遇改善対策の拡充が必要とのご提案でございますが、今後、実施される国の処遇改善対策の制度内容を十分に確認の上、事業所の処遇改善が継続される取り組みを支援するため、町独自の「処遇改善補助金事業」につきましては、その効果や課題を十分に検証しながら、さらにより良い制度となるよう検討してまいります。

今後、介護を必要とする方が増えることが予測される中、介護人材の確保と働きやすい労働環境の醸成は、介護福祉施策の中でも、特に重点項目と位置付け、取り組んでまいります。

次に二点目の、「指定管理介護施設の20万円未満の少額修繕費の扱い方」についてですが、本町の指定管理施設につきましては「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」に基づき、各施設の所管課が指定管理者と協議を行い、施設管理の細目的事項を取り決め、その内容を「協定書」において定めているところでございます。

同様に、ご質問をいただきました、指定管理介護施設における少額修繕費の扱い方につきましても、それぞれの介護施設によって収支状況が異なりますので、指定管理者の方々と十分な協議を行った上で、適正な修繕費の負担額を定め、「協定書」を取り交わしているところであります。

議員仰せのとおり、介護サービスを安定的に提供するためには、施設を運営する方々の経営の安定に配慮することは重要であると認識しております。

今後につきましても、指定管理者の方々にとって、施設修繕費の負担により施設の運営に支障が生じることのないよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

#### ○12番（前田芳樹）

介護人材の確保と働きやすい労働環境の醸成は、特に重点項目として取り組んでいくという姿勢は分かります。効果が見て取れるような、一段と取り組みを上げていくように期待をして、質問を終わります。

#### ○議長（池田信博）

以上で、前田芳樹 議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日12月14日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日はこれにて散会します。

( 散 会 宣 告                      1 1 時 2 0 分 )

以 下 余 白